

社団法人京都社会福祉士会
災害被災地支援に係る基金に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人京都社会福祉士会（以下「本会」という）における災害被災地の団体等への支援金の拠出、及び災害被災地支援活動に係る会員の負担軽減のために、会員の寄付金等による基金（以下「本基金」という）を設立し、支援金の拠出、及び経費補助を行うことを目的とする。

(補助の対象)

第2条 本基金による支援金拠出の対象となる団体は下記に挙げたものとする。

- ①日本社会福祉士会
- ②災害被災地にある都道府県社会福祉士会
- ③理事会、又は運営協議会で特に支援の必要であると認められた団体

(2) 本基金による経費補助の対象となるのは、本会会員であり、本会、又は社団法人日本社会福祉士会からの要請に基づき、災害被災地支援活動を行う者とする。

(経費補助の基準)

第3条 本基金による経費補助は、予算の範囲内で前条に定める実際に要した金額に別に定める率を乗じた額とする。

(2) 第2条第2項に掲げる経費補助については、災害被災地支援活動に係る旅費、交通費とする。

(基金の原資)

第4条 本基金の原資は、本会会員からの寄付金、その他の収入をもって充てる。

(補助の決定)

第5条 本基金による拠出・補助は、本会の運営協議会の決定による。

(特別会計)

第6条 本基金の会計は、他の会計から分離した特別会計とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、2011年11月20日から施行し、2011年3月に遡って適用する。

【補助の基準】

(1) 会員への経費補助の基準は下記のように定める。

①被災地に赴く際にかかる旅費の2分の1を上限とする。

②①以外での被災者への支援にかかる交通費の2分の1を上限とする。

(2) 特別な事情により(1)によらない場合は、理事会で補助の額を決定する。

(3) 交通費の計算方法、申請方法は「社団法人京都社会福祉士会費用弁償に関する規程」に準じる。

(4) 基金の不足が見込まれる場合は上記の基準を適用せず、補助の金額を運営協議会で決定する。